

船舶事故等調査報告書

平成25年8月29日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012広第122号
事故等種類	運航阻害
発生日時	平成24年6月5日 00時00分ごろ
発生場所	島根県隠岐の島町西郷岬東方沖 西郷岬灯台から真方位090° 20海里（M）付近 （概位 北緯36° 10.2′ 東経133° 45.1′）
事故等調査の経過	平成24年7月5日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第三清幸丸、29トン
船舶番号、船舶所有者等	SN2-2837（漁船登録番号）、有限会社清幸丸
乗組員等に関する情報	機関長、五級海技士（機関）
死傷者等	なし
損傷	主機の全ピストン及びシリンダライナに擦過傷
事故等の経過	<p>本船は、機関長ほか10人が乗り組み、主機を回転数毎分（rpm）850として主機直結の甲板機械用油圧ポンプを運転しながら、対地速力約5～6ノットで延縄漁の操業中、平成24年6月5日00時00分ごろ、西郷岬灯台から真方位090° 20M付近において、主機の運転音が異常となるとともに、操舵室に設置された警報が作動した。</p> <p>甲板で操業に従事していた機関長は、操舵室に赴いて主機を800rpmに下げたところ、主機の警報がリセットされた。</p> <p>本船は、主機を800rpmとして操業を続け、05時00分ごろ隠岐の島町西郷港に帰港し、鳥取県境港市所在の造船所に入渠して点検したところ、船底に設置されている主機の冷却海水取入口に大量の海藻が付着し、また、主機の全ピストン及びシリンダライナに擦過傷が生じていることが判明した。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 南東～東、風力 2</p> <p>海象：波高 約0.5～1.0m</p>
その他の事項	<p>本船は、操業中、全乗組員が甲板で就業しており、機関室は見回りや点検ができていなかった。</p> <p>主機は、他の警報装置と共に冷却海水圧力低下及び冷却清水温度上昇の警報装置が備えられていた。</p> <p>主機は、年間の運転時間が1,000～1,500時間であり、平成23年6月に全シリンダのピストンの開放整備が行われた。</p>

<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり あり なし</p> <p>本船は、西郷岬東方沖において操業中、主機の冷却海水取入口に海藻が付着して海水の流れが阻害されたことから、冷却清水温度が上昇し、ピストン及びシリンダライナが過熱膨張して損傷したことにより、運航が阻害されたものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本インシデントは、夜間、本船が、西郷岬東方沖において操業中、主機の冷却海水取入口に海藻が付着して海水の流れが阻害されたため、冷却清水温度が上昇し、ピストン及びシリンダライナが過熱膨張して損傷したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 操業中でも、機関室の見回りが適切に行える態勢をとること。